

計画等の案の概要

名称	第2次静岡県消費者基本計画		
公表するもの	第2次静岡県消費者基本計画（案）		
県民意見の募集	有 無	有の場合は その募集期間	令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金）
担当課等名	くらし・環境部県民生活局県民生活課消費者支援班 電話番号 054-221-2175		
総合計画における位置づけ	1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進 (4) 安全な消費生活の推進		
審議会等の名称	静岡県消費生活審議会、静岡県消費者教育推進県域協議会		
1 趣旨	<p>消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を推進するため、令和4年3月に策定した「消費者基本計画」のもと、消費者行政施策の充実・強化に努めている。</p> <p>今回、国の動向や消費生活を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「第2次静岡県消費者基本計画」を策定する。</p> <p>なお、本計画は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）に基づく消費者教育推進計画と一体化して策定する。</p>		
2 骨子	<p>(1) 基本理念</p> <p>消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。</p> <p>(2) 目指す姿</p> <p>消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向か、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現及びウェルビーイングの向上を目指す。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>令和7年度（2025年度）から10年度（2028年度）までの4年間</p> <p>(4) 計画の構成</p>		
第1章 基本計画の策定にあたって	<p>1 計画の基本理念 2 計画の目指す姿 3 計画の位置づけ 4 計画の期間</p>		
第2章 消費者を取り巻く状況	<p>1 消費者行政の状況 2 消費者基本計画の成果と課題 3 消費生活をめぐる現状と課題</p>		
第3章 消費者施策の展開の方向	<p>1 自ら学び自立し行動する消費者の育成 2 消費者被害の防止と救済 3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化 4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化</p>		
第4章 推進体制と進捗管理	<p>1 推進体制 2 進捗管理</p>		